

(初掲) 2020年6月10日  
(下線追記) 2020年6月12日

## 新型コロナウイルス感染症に関するお客様への特別取扱いについて ～保険料払込猶予期間の延長に関する追加の特別取扱いについて～

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い事態の終息と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

アフラック生命保険株式会社(代表取締役社長:古出 眞敏)では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様への特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長(最長6か月間)を実施しておりますが、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施いたします。

### 記

- ・3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を踏まえ、ご契約を継続するための保険料の払込を最長6か月間お待ちする特別取扱いを実施してきました。
- ・この特別取扱いの適用をお申し出いただいたお客様がご契約を継続されるためには、猶予期間分の保険料の全額を、猶予期間の末日(2020年9月30日)までにお払い込みいただく必要があります。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、猶予期間の末日(2020年9月30日)までに猶予期間分の保険料全額のお払い込みが困難なお客様のために、原則として、2020年10月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、猶予期間分の保険料については、さらに払込期間を2021年4月30日まで延長する追加の特別取扱いを実施いたします。なお、猶予期間分の保険料については、分割して払い込むことも可能です。

本特別取扱いについてお申し出また詳細については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先：アフラック コールセンター】

**0120-016-830**

(携帯電話からでも通話可能です)

受付時間：(月～金) 9:00～18:00 (土) 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)